

令和7年度 農業労働賃金・機械利用料金標準表

上山市農業委員会

農業労働賃金					
一般の部			果樹の部		
作業名	単位	賃金(円)	作業名	単位	賃金(円)
稲作、畑作 (ホップ、たばこ含む)	1日	8,080	剪 定	1時間	1,210
	1時間	1,010	一 般 果 樹 (高所作業は割増)	1日	8,080
				1時間	1,010
	早朝	1,210	ジベ処理	1時間	1,010
オペレーター	1時間	1,310	選別・箱詰	1日	8,080
				1時間	1,010
			さくらんぼ収穫	1時間	1,020
				早朝1時間	1,320
			雨よけテント張り (さくらんぼ)	1時間	1,670
			雨よけテント張り (ぶどう)	1時間	1,370
			干柿作業	1時間	1,010

機械利用料金 (個人所有の場合)				
作業名	単位	料金(円)	備 考	
水田耕起	10a	8,100	未整理田と10a未満 は20%増し	
代かき	10a	8,100		
畑耕起	10a	8,800		
田植え	10a	7,600	植付けのみ	
溝切り	1時間	3,000		
くろぬり	1m	50		
コンバイン	10a	17,300	結束の場合は1割増	
乾燥	半乾	60kg	820	18%未満
	生乾	60kg	1,500	
調整作業	60kg	820	粃摺り	
色彩選別	60kg	540		
刈払い	1時間	1,300		
S・S防除	10a	4,100	薬剤を除く	

(注意)

- 1 機械利用料金は消費税込みの金額です。
- 2 特殊な技術を要する作業、耕地の遠近・分散、作業内容の難易度及び毒劇物取締法による作業は割増加算とします。
- 3 賃金及び料金はすべて食事なしとし、労働時間は1日8時間を基準とします。
- 4 農業機械の部は作業員1人につきの料金です。
- 5 山形県の最低賃金は **955円**です。

この表は契約するときの**目安**として作成したものです。
金額は当事者間で十分話し合ってください。

※令和7年度中に最低賃金に変更され、設定した農作業賃金標準額が最低賃金を下回る場合には、最低賃金以上の額に読み替えるようお願いいたします。